

前橋市休日歯科診療所の設置及び管理に関する条例の制定について（議案第157号）

保健総務課

1 制定の理由

休日の歯科救急患者に対して応急的な診療を行うため、休日歯科診療所を設置する。

2 主な内容

(1) 名称及び位置

名 称	位 置
前橋市休日歯科診療所	前橋市朝日町三丁目21番13号

(2) 休日歯科診療所が行う診療

休日の歯科救急患者に対して応急医療に必要な診療

(3) 使用料及び手数料

項 目	金 額
使用料	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により計算した額
文書交付手数料	診断書 1通につき 3,000円
	証明書 1通につき 3,000円

3 施行期日

令和6年4月1日